

栃木県次期業務環境の最適化に向けた調査等業務 公募型プロポーザル実施要領

令和3(2021)年3月

栃木県経営管理部行政改革ICT推進課

1 趣旨・目的

この要領は、栃木県が「栃木県次期業務環境の最適化に向けた調査等業務」を委託するに当たり、最も的確な事業者を特定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

栃木県次期業務環境の最適化に向けた調査等業務

(2) 業務内容

別紙「栃木県次期業務環境の最適化に向けた調査等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」
のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日(令和3(2021)年4月下旬を予定している。)から令和3(2021)年11月30日(火)
まで

(4) 委託料限度額

27,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当所属及び問合せ先

郵便番号320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

栃木県経営管理部行政改革ICT推進課 担当者 豊田・阿久津

電話 028-623-2215 FAX 028-623-3116 電子メール dks@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加資格者等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、業種区分の大分類「N 通信、情報処理」若しくは大分類「P その他のサービス」のうち小分類「5 検査、分析」又は「6 その他」の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは、第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開

始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

- (5) 国、都道府県、市又は区若しくはこれらと同等の団体が発注した類似業務を受注し、履行が完了した実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公開	令和3(2021)年3月25日(木)
イ 事前説明会	実施しない
ウ 参加表明書の提出期限	令和3(2021)年4月5日(月) 午後5時必着
エ 企画提案に関する質問受付期限	令和3(2021)年4月9日(金) 午後5時必着
オ 質問に対する回答	令和3(2021)年4月13日(火)
カ 企画提案書の提出期限	令和3(2021)年4月15日(木) 午後5時必着
キ プレゼンテーション	令和3(2021)年4月19日(月) 又は同月20日(火)
ク 審査実施	令和3(2021)年4月20日(火)
ケ 審査結果の通知・公表	令和3(2021)年4月21日(水)

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和3(2021)年3月25日(木)～同年4月5日(月)
(土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで。)

イ 配布書類

- (ア) 実施要領(本要領)
- (イ) 別記様式1 参加表明書
- (ウ) 別記様式2 確認書
- (エ) 別記様式3 類似業務実績確認書
- (オ) 別記様式4 企画提案書
- (カ) 仕様書
- (キ) 審査基準

ウ 配布場所：上記2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募(業務委託)」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。

※ URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

エ その他の書類

本業務に関連する次の書類は、企画提案書を提出する者(以下「提案者」)が入手すること。提案者がこれらの書類を入手済又は未入手であることは、企画提案の審査等に影響しない。

- (ア) 「栃木県情報セキュリティ基本方針」

栃木県ホームページ(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/index.html>)からダウンロードにより入手する。

(イ) 「栃木県情報セキュリティ対策基準」

プロポーザルへの参加を希望する者に電子メールで送付する。送付を希望するものは上記アの期間において2(5)の担当所属に連絡すること。

なお、書類を入手した者は、企画提案書の提出期限後、速やかに当該書類を削除するものとする。

(ウ) 「デジタル県庁アクションプラン」

仕様書に記載している「デジタル県庁アクションプラン」は、契約の相手方(受注者)のみに提供する。

なお、「デジタル県庁アクションプラン」の概要をまとめた公開用資料「とちぎデジタルスイッチ」は、栃木県ホームページ (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/houdou/r2tochigidigitalswitch.html>) からダウンロードすることができる。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のア～オにより提出書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類 : (ア) 参加表明書(別記様式1)

(イ) 確認書(別記様式2)

(ウ) 類似業務実績確認書(別記様式3)

イ 提出期限 : 令和3(2021)年4月5日(月)午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所 : 上記2(5)の担当所属

エ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※ 郵送の場合は、到着の確認のため電話により連絡すること。

オ 提出書類の作成について

(ア) 様式順にページ番号を付して左上を綴じること。

(イ) 別記様式3については、用紙が不足する場合は記載する枠を広げ、複数のページに渡り記載しても差し支えない。

(ウ) 提出部数は1部とする。

カ 参加資格の確認について

参加表明書を提出した者に対して参加資格を確認し、その結果を通知する。参加資格を得た者のみが企画提案書を提出することができる。

ただし、上記4(1)カの企画提案書の提出期限までに参加資格の要件に該当しなくなった者は、参加資格を失い、契約の相手方の候補となる者(以下「候補者」という。)を選定する対象者とししない。

(4) 質疑・回答

企画提案書の提出に当たり質問事項がある場合は、以下のア及びイにより書面(様式任意)を作成し、提出すること。

- ア 受付期間 : 令和3(2021)年4月9日(金)午後5時必着
- イ 質疑方法 : ・ 電子メール又はFAXにより、上記2(5)の担当所属に提出すること。
・ 質問を行う者及び質問内容を簡潔かつ明確にすること。
・ 質問内容には質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。
- ウ 回答期日 : 令和3(2021)年4月13日(火)までに回答
- エ 回答方法 : 回答は栃木県ホームページ(上記4(2)ウのURL)に掲載する。
なお、質問の内容によっては、質問者にのみ電子メール等で回答することがある。

(5) 企画提案書の提出

(3)カの参加資格の確認を受けた者は、下のア～オにより企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

なお、企画提案書は1者1提案とする。

ア 企画提案を求める事項

- (ア) 業務実施(実施方針、実施体制、実施スケジュール等)にかかる企画提案
- (イ) 庁内業務調査及び業務改革(BPR)実施方針策定にかかる企画提案
- (ウ) 庁内情報インフラ現状調査並びに次期情報インフラ更新の方針策定及び設計にかかる企画提案
- (エ) 行政のDX推進にかかる総合的な提案の策定にかかる企画提案
- (オ) 本業務の価格

イ 提出資料

企画提案書(別記様式4)に提案者が独自に作成した企画提案資料を添付して、8部提出すること。

企画提案資料の内容には、本業務の実施方針、仕様書の「5 業務内容」「6 業務報告、成果品等」「8 業務実施スケジュール」に関する企画提案が含まれていること。

企画提案資料は、様式、用紙の大きさ、枚数、色やイラストの使用等の制限はないが、目的、効果、訴求ポイント等を明確に示し、わかりやすく作成すること。

- ウ 提出期限 : 令和3(2021)年4月15日(木)午後5時必着
※ 提出期限後に到着した企画提案書は無効とする。
- エ 提出場所 : 上記2(5)の担当所属
- オ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)
※ 郵送の場合は、到着の確認のため電話により連絡すること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

- エ 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- オ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- カ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において使用する。
- キ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ク 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション（20分以内）及びヒアリング（10分以内）を令和3（2021）年4月19日（月）又は20日（火）に栃木県庁内で実施する。日時及び場所については、令和3（2021）年4月16日（金）までに別途連絡する。

なお、提案者が5者を超えるときは、企画提案書による1次審査を行い、上位5者のみをプレゼンテーション、ヒアリング、審査及び候補者を選定する対象とする。1次審査において各選定委員の評点合計の平均が50点未満の提案者は選定しない。したがって、当該提案者のプレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。

(3) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、審査基準に基づいて、選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2（4）の委託料限度額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者を選定した後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、次の（1）及び（2）の事項について栃木県ホームページ（上記4（2）ウのURL）で公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は受け付けない。

- (1) 候補者の名称、当該候補者を最高点と評価した選定委員の数、総合点及び選定理由

- (2) (1)以外の提案者の数及びそれぞれの総合点

7 契約手続

- (1) 候補者に選定された者と栃木県との間で、速やかに委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合に委託契約を締結する。協議においては、企画提案書の内容について追加、変更、削除を求めることがある。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。ただし、成果品が分割して納入される場合は、成果品の納入に応じた精査払いとすることができる。
- (3) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。